

# ～起業をお考えの方、起業して間もない方へ～

金沢市の特定創業支援事業を受けると、国の支援制度を受けることができます。

## 1. 特定創業支援事業とは？

国から認定された金沢市の創業支援事業計画に基づき実施する、経営、財務、人材育成、販路拡大に関する知識の全ての習得が見込まれる継続的な支援事業をいいます。

## 2. 金沢市の特定創業支援事業は？

金沢市では下記の2事業が特定創業支援事業に認定されています。

- コミュニティビジネス起業塾（創業支援事業者（株）ヒューマン・サポート）
- 女性起業塾（創業支援事業者（株）ジーアンドエス）

## 3. 特定創業支援事業を受けるとどんなメリットがあるの？

上記のいずれかの特定創業支援事業において、指定回数以上受講する等の要件を満たしたことを確認し、支援を受けたことの証明書を交付します。

この証明書により、登録免許税の軽減措置や創業関連保証の拡大などの支援措置が適用されます。

（注：支援措置を受けるにあたっては、各制度の要件を満たしていることが必要です。）

### メリット1

創業前の方が株式会社を設立する際の登録免許税が半額になります。

資本金の0.7%→0.35%  
最低税額15万円→7.5万円

### メリット2

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の枠が1,000万円から1,500万円までに拡大されます。

### メリット3

創業2ヶ月前から対象となる創業関連保証の特例が事業開始6ヶ月前から利用できるようになります。

## 4. 証明書の申請手続きは？

証明書の交付を希望される方は、市に所定の証明申請書を提出してください。市は創業支援事業者に支援内容を確認の上、証明書を発行します。

\* 問い合わせ先 \*

金沢市経済局商業振興課

〒920-8577 金沢市広坂1-1-1

TEL076-220-2193 FAX076-260-7191

E-mail syougyou@city.kanazawa.lg.jp